

交付図書の訂正について

令和7年1月31日付けで入札公告を行った「東北自動車道 白石中央スマートIC工事」に係る交付図書に一部誤りがあつたため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度交付図書をご確認ください。

令和7年 3月 17日

契約責任者

東日本高速道路株式会社
東北支社長 梅木 秀郎

【訂正内容】

- ・入札公告（説明書）
- ・特記仕様書
- ・金抜設計書
- ・数量明細表
- ・割掛対象表
- ・割掛対象表内訳参考書
- ・設計図

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

東 北 自 動 車 道
白 石 中 央 ス マ ー ト I C 工 事

交 付 図 書 正 誤 表

令和7年3月

東日本高速道路株式会社 東北支社
仙台工事事務所

対象	誤		正		備考
入札公告(説明書)					
	2-13 入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年3月24日 16時00分</p> <p>※共通入札公告2-4.に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p>	<p>【提出期限】 令和7年3月31日 16時00分</p> <p>※共通入札公告2-4.に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p>	訂正	
	2-14 開札日時	令和7年3月25日 10時30分	2-14 開札日時	令和7年4月1日 13時30分	
	2-15 開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署	2-15 開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署	

対象	誤	正	備考																																																	
特記仕様書(3) 5.材料調達に伴う変更 5-1 対象となる資材等 <p>4-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。 (1) 共通仮設费率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された共通仮設费率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 (2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 (3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。 (4) 全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。</p> <p>4-7 虚偽申告 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>4-8 疑義 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>5. 材料調達に伴う変更 5-1 対象となる資材等 骨材、土砂、仮設材（鋼材）については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式-4）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式-5）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="765 1381 1527 1724"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨材</td> <td>再生クラッシャーラン（40～0mm）</td> <td>宮城県白石市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土砂</td> <td>上部路床用土砂（盛土工A）</td> <td>宮城県仙台・大河原地区</td> </tr> <tr> <td>裏込めA、B</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仮設鋼材 リース品</td> <td>構造物掘削 特殊部にて使用する仮設鋼材 H-400×400×13×21</td> <td rowspan="4">宮城県内</td> </tr> <tr> <td>H-350×350×12×19</td> </tr> <tr> <td>H-300×300×10×15</td> </tr> <tr> <td>普通鋼矢板III型</td> </tr> </tbody> </table>	資材名	規格	調達地域等	骨材	再生クラッシャーラン（40～0mm）	宮城県白石市	土砂	上部路床用土砂（盛土工A）	宮城県仙台・大河原地区	裏込めA、B		仮設鋼材 リース品	構造物掘削 特殊部にて使用する仮設鋼材 H-400×400×13×21	宮城県内	H-350×350×12×19	H-300×300×10×15	普通鋼矢板III型	<p>4-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。 (1) 共通仮設费率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された共通仮設费率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 (2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 (3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。 (4) 全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。</p> <p>4-7 虚偽申告 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>4-8 疑義 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>5. 材料調達に伴う変更 5-1 対象となる資材等 骨材、土砂、仮設材（鋼材）については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式-4）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式-5）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1972 1381 2702 1724"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨材</td> <td>再生クラッシャーラン（40～0mm）</td> <td>宮城県白石市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂</td> <td>下部路体用土砂（ヤード整備A、D）</td> <td>宮城県仙台・大河原地区 福島地区</td> </tr> <tr> <td>上部路床用土砂（盛土工A）</td> <td>宮城県仙台・大河原地区</td> </tr> <tr> <td>裏込めA、B</td> <td>宮城県仙台・大河原地区</td> </tr> <tr> <td>仮設鋼材 リース品</td> <td>構造物掘削 特殊部にて使用する仮設鋼材 H-400×400×13×21</td> <td>宮城県内</td> </tr> </tbody> </table>	資材名	規格	調達地域等	骨材	再生クラッシャーラン（40～0mm）	宮城県白石市	土砂	下部路体用土砂（ヤード整備A、D）	宮城県仙台・大河原地区 福島地区	上部路床用土砂（盛土工A）	宮城県仙台・大河原地区	裏込めA、B	宮城県仙台・大河原地区	仮設鋼材 リース品	構造物掘削 特殊部にて使用する仮設鋼材 H-400×400×13×21	宮城県内	<p>4-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。 (1) 共通仮設费率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された共通仮設费率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 (2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 (3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。 (4) 全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。</p> <p>4-7 虚偽申告 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>4-8 疑義 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>5. 材料調達に伴う変更 5-1 対象となる資材等 骨材、土砂、仮設材（鋼材）については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式-4）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式-5）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1972 1381 2702 1724"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨材</td> <td>再生クラッシャーラン（40～0mm）</td> <td>宮城県白石市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂</td> <td>下部路体用土砂（ヤード整備A、D）</td> <td>宮城県仙台・大河原地区 福島地区</td> </tr> <tr> <td>上部路床用土砂（盛土工A）</td> <td>宮城県仙台・大河原地区</td> </tr> <tr> <td>裏込めA、B</td> <td>宮城県仙台・大河原地区</td> </tr> <tr> <td>仮設鋼材 リース品</td> <td>構造物掘削 特殊部にて使用する仮設鋼材 H-400×400×13×21</td> <td>宮城県内</td> </tr> </tbody> </table>	資材名	規格	調達地域等	骨材	再生クラッシャーラン（40～0mm）	宮城県白石市	土砂	下部路体用土砂（ヤード整備A、D）	宮城県仙台・大河原地区 福島地区	上部路床用土砂（盛土工A）	宮城県仙台・大河原地区	裏込めA、B	宮城県仙台・大河原地区	仮設鋼材 リース品	構造物掘削 特殊部にて使用する仮設鋼材 H-400×400×13×21	宮城県内	訂正
資材名	規格	調達地域等																																																		
骨材	再生クラッシャーラン（40～0mm）	宮城県白石市																																																		
土砂	上部路床用土砂（盛土工A）	宮城県仙台・大河原地区																																																		
	裏込めA、B																																																			
仮設鋼材 リース品	構造物掘削 特殊部にて使用する仮設鋼材 H-400×400×13×21	宮城県内																																																		
	H-350×350×12×19																																																			
	H-300×300×10×15																																																			
	普通鋼矢板III型																																																			
資材名	規格	調達地域等																																																		
骨材	再生クラッシャーラン（40～0mm）	宮城県白石市																																																		
土砂	下部路体用土砂（ヤード整備A、D）	宮城県仙台・大河原地区 福島地区																																																		
	上部路床用土砂（盛土工A）	宮城県仙台・大河原地区																																																		
	裏込めA、B	宮城県仙台・大河原地区																																																		
仮設鋼材 リース品	構造物掘削 特殊部にて使用する仮設鋼材 H-400×400×13×21	宮城県内																																																		
資材名	規格	調達地域等																																																		
骨材	再生クラッシャーラン（40～0mm）	宮城県白石市																																																		
土砂	下部路体用土砂（ヤード整備A、D）	宮城県仙台・大河原地区 福島地区																																																		
	上部路床用土砂（盛土工A）	宮城県仙台・大河原地区																																																		
	裏込めA、B	宮城県仙台・大河原地区																																																		
仮設鋼材 リース品	構造物掘削 特殊部にて使用する仮設鋼材 H-400×400×13×21	宮城県内																																																		

対象	誤	正	備考																																																																																																																																																																																										
特記仕様書(14) 13. 工事用道路に関する事項 13-1 工事用道路の指定	<p>誤</p> <table border="1"> <tr><td>のり面工</td><td>種散布工、種吹付工、コンクリートブロック積工、裏込め碎石、基礎工、防草シート工、植生土のう工</td></tr> <tr><td>擁壁工</td><td>コンクリート、型わく、鉄筋</td></tr> <tr><td>用排水工</td><td>用排水溝、用排水管、集水ます、用排水管のみ口・吐口、地下排水工、油水分離ます、グレーチング蓋設置工</td></tr> <tr><td>函渠及び管渠工</td><td>継目工、プレストレストコンクリート管、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、鉄筋、はく落防止対策工、プレキャスト函渠工</td></tr> <tr><td>橋梁下部工</td><td>基礎杭、コンクリート、型わく、鉄筋</td></tr> <tr><td>雑工</td><td>上記以外</td></tr> </table> <p>12-2 履行報告 共通仕様書1-19-2「履行報告」に規定する履行報告は様式-9及び本特記仕様書12-1-2「工程表」に示す工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。 (1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する。 (2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。</p> <p>13. 工事用道路に関する事項 13-1 工事用道路の指定 共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、土工図面「工事用指定道路及び交通保安要員配置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>使用開始時期</th> <th>施工者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>国道4号</td><td>7 m (車線幅員)</td><td>2,070 m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>2</td><td>市道日影線</td><td>6.5 m (車線幅員)</td><td>70 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>市道中央通り線</td><td>7.5 m (車線幅員)</td><td>230 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>市道威徳寺前線</td><td>5.6 m (車線幅員)</td><td>260 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>市道深沢前線</td><td>2.5 m</td><td>170 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>市道甲冑堂線</td><td>5.4 m (車線幅員)</td><td>450 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>市道斎川線</td><td>5.5 m (車線幅員)</td><td>3,320 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>土取場道路</td><td>3.4 m</td><td>210 m</td><td>砂利</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	のり面工	種散布工、種吹付工、コンクリートブロック積工、裏込め碎石、基礎工、防草シート工、植生土のう工	擁壁工	コンクリート、型わく、鉄筋	用排水工	用排水溝、用排水管、集水ます、用排水管のみ口・吐口、地下排水工、油水分離ます、グレーチング蓋設置工	函渠及び管渠工	継目工、プレストレストコンクリート管、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、鉄筋、はく落防止対策工、プレキャスト函渠工	橋梁下部工	基礎杭、コンクリート、型わく、鉄筋	雑工	上記以外	番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考	1	国道4号	7 m (車線幅員)	2,070 m	舗装	無償	—	—	既設	2	市道日影線	6.5 m (車線幅員)	70 m	舗装					3	市道中央通り線	7.5 m (車線幅員)	230 m	舗装					4	市道威徳寺前線	5.6 m (車線幅員)	260 m	舗装					5	市道深沢前線	2.5 m	170 m	舗装					6	市道甲冑堂線	5.4 m (車線幅員)	450 m	舗装					7	市道斎川線	5.5 m (車線幅員)	3,320 m	舗装					8	土取場道路	3.4 m	210 m	砂利					<p>正</p> <table border="1"> <tr><td>のり面工</td><td>種散布工、種吹付工、コンクリートブロック積工、裏込め碎石、基礎工、防草シート工、植生土のう工</td></tr> <tr><td>擁壁工</td><td>コンクリート、型わく、鉄筋</td></tr> <tr><td>用排水工</td><td>用排水溝、用排水管、集水ます、用排水管のみ口・吐口、地下排水工、油水分離ます、グレーチング蓋設置工</td></tr> <tr><td>函渠及び管渠工</td><td>継目工、プレストレストコンクリート管、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、鉄筋、はく落防止対策工、プレキャスト函渠工</td></tr> <tr><td>橋梁下部工</td><td>基礎杭、コンクリート、型わく、鉄筋</td></tr> <tr><td>雑工</td><td>上記以外</td></tr> </table> <p>12-2 履行報告 共通仕様書1-19-2「履行報告」に規定する履行報告は様式-9及び本特記仕様書12-1-2「工程表」に示す工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。 (1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する。 (2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。</p> <p>13. 工事用道路に関する事項 13-1 工事用道路の指定 共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、土工図面「工事用指定道路及び交通保安要員配置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>使用開始時期</th> <th>施工者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>国道4号</td><td>7 m (車線幅員)</td><td>2,070 m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>2</td><td>市道日影線</td><td>6.5 m (車線幅員)</td><td>70 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>市道中央通り線</td><td>7.5 m (車線幅員)</td><td>230 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>市道威徳寺前線</td><td>5.6 m (車線幅員)</td><td>260 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>市道深沢前線</td><td>3.0 m</td><td>170 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td></td><td>当該工事 改良</td></tr> <tr><td>6</td><td>市道甲冑堂線</td><td>5.4 m (車線幅員)</td><td>450 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>7</td><td>市道斎川線</td><td>5.5 m (車線幅員)</td><td>3,320 m</td><td>舗装</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>土取場道路</td><td>3.4 m</td><td>210 m</td><td>砂利</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	のり面工	種散布工、種吹付工、コンクリートブロック積工、裏込め碎石、基礎工、防草シート工、植生土のう工	擁壁工	コンクリート、型わく、鉄筋	用排水工	用排水溝、用排水管、集水ます、用排水管のみ口・吐口、地下排水工、油水分離ます、グレーチング蓋設置工	函渠及び管渠工	継目工、プレストレストコンクリート管、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、鉄筋、はく落防止対策工、プレキャスト函渠工	橋梁下部工	基礎杭、コンクリート、型わく、鉄筋	雑工	上記以外	番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考	1	国道4号	7 m (車線幅員)	2,070 m	舗装	無償	—	—	既設	2	市道日影線	6.5 m (車線幅員)	70 m	舗装					3	市道中央通り線	7.5 m (車線幅員)	230 m	舗装					4	市道威徳寺前線	5.6 m (車線幅員)	260 m	舗装					5	市道深沢前線	3.0 m	170 m	舗装				当該工事 改良	6	市道甲冑堂線	5.4 m (車線幅員)	450 m	舗装			—	既設	7	市道斎川線	5.5 m (車線幅員)	3,320 m	舗装					8	土取場道路	3.4 m	210 m	砂利					訂正
のり面工	種散布工、種吹付工、コンクリートブロック積工、裏込め碎石、基礎工、防草シート工、植生土のう工																																																																																																																																																																																												
擁壁工	コンクリート、型わく、鉄筋																																																																																																																																																																																												
用排水工	用排水溝、用排水管、集水ます、用排水管のみ口・吐口、地下排水工、油水分離ます、グレーチング蓋設置工																																																																																																																																																																																												
函渠及び管渠工	継目工、プレストレストコンクリート管、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、鉄筋、はく落防止対策工、プレキャスト函渠工																																																																																																																																																																																												
橋梁下部工	基礎杭、コンクリート、型わく、鉄筋																																																																																																																																																																																												
雑工	上記以外																																																																																																																																																																																												
番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考																																																																																																																																																																																					
1	国道4号	7 m (車線幅員)	2,070 m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																					
2	市道日影線	6.5 m (車線幅員)	70 m	舗装																																																																																																																																																																																									
3	市道中央通り線	7.5 m (車線幅員)	230 m	舗装																																																																																																																																																																																									
4	市道威徳寺前線	5.6 m (車線幅員)	260 m	舗装																																																																																																																																																																																									
5	市道深沢前線	2.5 m	170 m	舗装																																																																																																																																																																																									
6	市道甲冑堂線	5.4 m (車線幅員)	450 m	舗装																																																																																																																																																																																									
7	市道斎川線	5.5 m (車線幅員)	3,320 m	舗装																																																																																																																																																																																									
8	土取場道路	3.4 m	210 m	砂利																																																																																																																																																																																									
のり面工	種散布工、種吹付工、コンクリートブロック積工、裏込め碎石、基礎工、防草シート工、植生土のう工																																																																																																																																																																																												
擁壁工	コンクリート、型わく、鉄筋																																																																																																																																																																																												
用排水工	用排水溝、用排水管、集水ます、用排水管のみ口・吐口、地下排水工、油水分離ます、グレーチング蓋設置工																																																																																																																																																																																												
函渠及び管渠工	継目工、プレストレストコンクリート管、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、鉄筋、はく落防止対策工、プレキャスト函渠工																																																																																																																																																																																												
橋梁下部工	基礎杭、コンクリート、型わく、鉄筋																																																																																																																																																																																												
雑工	上記以外																																																																																																																																																																																												
番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考																																																																																																																																																																																					
1	国道4号	7 m (車線幅員)	2,070 m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																					
2	市道日影線	6.5 m (車線幅員)	70 m	舗装																																																																																																																																																																																									
3	市道中央通り線	7.5 m (車線幅員)	230 m	舗装																																																																																																																																																																																									
4	市道威徳寺前線	5.6 m (車線幅員)	260 m	舗装																																																																																																																																																																																									
5	市道深沢前線	3.0 m	170 m	舗装				当該工事 改良																																																																																																																																																																																					
6	市道甲冑堂線	5.4 m (車線幅員)	450 m	舗装			—	既設																																																																																																																																																																																					
7	市道斎川線	5.5 m (車線幅員)	3,320 m	舗装																																																																																																																																																																																									
8	土取場道路	3.4 m	210 m	砂利																																																																																																																																																																																									

対象	誤	正	備考																																																																																																				
特記仕様書(15) 13. 工事用道路に関する事項 13-3 既設道路の改良	<p>13-2 工事用道路の使用条件 上記の工事用道路の使用条件は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>土運搬可能時間</th> <th>資機材搬入出作業可能時間</th> <th>土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国道4号</td> <td rowspan="8">8時30分～16時30分</td> <td rowspan="8">8時～17時</td> <td>土曜日、日曜日は使用不可</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市道日影線</td> <td>祝祭日は使用可</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市道中央通り線</td> <td>時間は左記と同じ</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>市道威徳寺前線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>市道深沢前線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>市道甲冑堂線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>市道斎川線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>土取場道路</td> <td>8時～17時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>13-4 工事用道路の共同使用 本特記仕様書13-1「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書1-22-5「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県事業</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>白石市事業</td> <td>未定</td> </tr> </tbody> </table> <p>13-5 工事用道路の維持・補修 (1) 本特記仕様書13-1「工事用道路の指定」に示す番号2～7の散水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が必要と認めて補修を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。 (2) 土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため下表の設置場所ごとに泥落し装置を設置するものとし、工事完了後に撤去するものとする。これに要する費用については、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が必要と認めて泥落し装置の配置の変更を指示した場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>設置場所</th> <th>種別</th> <th>設置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市道深沢前線と側道西9号線の交差部付近</td> <td rowspan="5">湿式・前後輪型</td> <td rowspan="5">土運搬期間中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>国道4号と側道東15号線の交差部付近</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>国道4号の第2号乗入れ口付近</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>国道4号の第3号乗入れ口付近</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>市道斎川線と土取場道路の交差部付近</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名又は場所	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間	1	国道4号	8時30分～16時30分	8時～17時	土曜日、日曜日は使用不可	2	市道日影線	祝祭日は使用可	3	市道中央通り線	時間は左記と同じ	4	市道威徳寺前線		5	市道深沢前線		6	市道甲冑堂線		7	市道斎川線		8	土取場道路	8時～17時		事業名	受注者	宮城県事業	未定	白石市事業	未定	番号	設置場所	種別	設置期間	1	市道深沢前線と側道西9号線の交差部付近	湿式・前後輪型	土運搬期間中	2	国道4号と側道東15号線の交差部付近	3	国道4号の第2号乗入れ口付近	4	国道4号の第3号乗入れ口付近	5	市道斎川線と土取場道路の交差部付近	<p>13-2 工事用道路の使用条件 上記の工事用道路の使用条件は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>土運搬可能時間</th> <th>資機材搬入出作業可能時間</th> <th>土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国道4号</td> <td rowspan="8">8時30分～16時30分</td> <td rowspan="8">8時～17時</td> <td>土曜日、日曜日は使用不可</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市道日影線</td> <td>祝祭日は使用可</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市道中央通り線</td> <td>時間は左記と同じ</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>市道威徳寺前線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>市道深沢前線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>市道甲冑堂線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>市道斎川線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>土取場道路</td> <td>8時～17時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>13-3 既設道路の改良 受注者は、設計図書及び監督員の指示に従い、下表の既設道路の改良を行うものとする。また、撤去が完了後監督員に通知し、復旧状況等の確認を受けるものとする。 これらの改良、借地、撤去に要する費用は関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な改良内容</th> <th>改良場所</th> <th>借地</th> <th>復旧方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板の設置</td> <td>市道深沢前線</td> <td>無償</td> <td>撤去</td> </tr> </tbody> </table> <p>13-4 工事用道路の共同使用 本特記仕様書13-1「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書1-22-5「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県事業</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>白石市事業</td> <td>未定</td> </tr> </tbody> </table> <p>13-5 工事用道路の維持・補修 (1) 本特記仕様書13-1「工事用道路の指定」に示す番号2～7の散水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が必要と認めて補修を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。 (2) 土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため下表の設置場所ごとに泥落し装置を設置するものとし、工事完了後に撤去するものとする。これに要する費用については、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が必要と認めて泥落し装置の配置の変更を指示した場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	番号	路線名又は場所	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間	1	国道4号	8時30分～16時30分	8時～17時	土曜日、日曜日は使用不可	2	市道日影線	祝祭日は使用可	3	市道中央通り線	時間は左記と同じ	4	市道威徳寺前線		5	市道深沢前線		6	市道甲冑堂線		7	市道斎川線		8	土取場道路	8時～17時		主な改良内容	改良場所	借地	復旧方法	敷鉄板の設置	市道深沢前線	無償	撤去	事業名	受注者	宮城県事業	未定	白石市事業	未定	訂正
番号	路線名又は場所	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間																																																																																																			
1	国道4号	8時30分～16時30分	8時～17時	土曜日、日曜日は使用不可																																																																																																			
2	市道日影線			祝祭日は使用可																																																																																																			
3	市道中央通り線			時間は左記と同じ																																																																																																			
4	市道威徳寺前線																																																																																																						
5	市道深沢前線																																																																																																						
6	市道甲冑堂線																																																																																																						
7	市道斎川線																																																																																																						
8	土取場道路			8時～17時																																																																																																			
事業名	受注者																																																																																																						
宮城県事業	未定																																																																																																						
白石市事業	未定																																																																																																						
番号	設置場所	種別	設置期間																																																																																																				
1	市道深沢前線と側道西9号線の交差部付近	湿式・前後輪型	土運搬期間中																																																																																																				
2	国道4号と側道東15号線の交差部付近																																																																																																						
3	国道4号の第2号乗入れ口付近																																																																																																						
4	国道4号の第3号乗入れ口付近																																																																																																						
5	市道斎川線と土取場道路の交差部付近																																																																																																						
番号	路線名又は場所	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間																																																																																																			
1	国道4号	8時30分～16時30分	8時～17時	土曜日、日曜日は使用不可																																																																																																			
2	市道日影線			祝祭日は使用可																																																																																																			
3	市道中央通り線			時間は左記と同じ																																																																																																			
4	市道威徳寺前線																																																																																																						
5	市道深沢前線																																																																																																						
6	市道甲冑堂線																																																																																																						
7	市道斎川線																																																																																																						
8	土取場道路			8時～17時																																																																																																			
主な改良内容	改良場所	借地	復旧方法																																																																																																				
敷鉄板の設置	市道深沢前線	無償	撤去																																																																																																				
事業名	受注者																																																																																																						
宮城県事業	未定																																																																																																						
白石市事業	未定																																																																																																						

対象	誤	正	備考																																								
特記仕様書(19) 18. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項 18-1 再生資材の使用	<p>17-4 高速道路の環境美化 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。</p> <p>17-5 六価クロム溶出試験 受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることができないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認しなければならない。六価クロム溶出試験に要する費用の取扱いは共通仕様書18-13「六価クロム溶出試験」の規定によるものとする。</p> <p>17-6 騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音・振動対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p>17-7 環境保全に関する費用 特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>18. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項 18-1 再生資材の使用</p> <p>(1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>再生資材の種類</th> <th>数量</th> <th>摘要指針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(5) 盛土工 B</td> <td>建設発生土</td> <td>約2.4万m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-(8) 基礎材 B</td> <td>再生 クラッシャーラン</td> <td>約500m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-(16) 裏込め碎石</td> <td>再生 クラッシャーラン</td> <td>約200m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=30cm)</td> <td>再生 クラッシャーラン</td> <td>約1,500m³</td> <td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)</td> <td>表層用再生加熱 アスファルト混合物</td> <td>約600t</td> <td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は前項(1)示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-11)を行うものとする。 照会に当たり再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。 1) 建設汚泥再生品にあっては、当該工事現場から概ね50kmの範囲内の再資源化施設</p>	単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等	2-(5) 盛土工 B	建設発生土	約2.4万m ³		2-(8) 基礎材 B	再生 クラッシャーラン	約500m ³		4-(16) 裏込め碎石	再生 クラッシャーラン	約200m ³		18-(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=30cm)	再生 クラッシャーラン	約1,500m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)	表層用再生加熱 アスファルト混合物	約600t	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	<p>17-2 砂塵等の防止 受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。</p> <p>17-3 汚濁水処理 工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。 なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>17-4 高速道路の環境美化 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。</p> <p>17-5 六価クロム溶出試験 受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることができないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認しなければならない。六価クロム溶出試験に要する費用の取扱いは共通仕様書18-13「六価クロム溶出試験」の規定によるものとする。</p> <p>17-6 騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音・振動対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p>17-7 環境保全に関する費用 特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>18. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項 18-1 再生資材の使用</p> <p>(1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>再生資材の種類</th> <th>数量</th> <th>摘要指針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(5) 盛土工 B</td> <td>建設発生土</td> <td>約2.4万m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-(8) 基礎材 B</td> <td>再生 クラッシャーラン</td> <td>約100m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-(16) 裏込め碎石</td> <td>再生 クラッシャーラン</td> <td>約200m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等	2-(5) 盛土工 B	建設発生土	約2.4万m ³		2-(8) 基礎材 B	再生 クラッシャーラン	約100m ³		4-(16) 裏込め碎石	再生 クラッシャーラン	約200m ³		訂正
単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等																																								
2-(5) 盛土工 B	建設発生土	約2.4万m ³																																									
2-(8) 基礎材 B	再生 クラッシャーラン	約500m ³																																									
4-(16) 裏込め碎石	再生 クラッシャーラン	約200m ³																																									
18-(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=30cm)	再生 クラッシャーラン	約1,500m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																								
18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)	表層用再生加熱 アスファルト混合物	約600t	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																								
単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等																																								
2-(5) 盛土工 B	建設発生土	約2.4万m ³																																									
2-(8) 基礎材 B	再生 クラッシャーラン	約100m ³																																									
4-(16) 裏込め碎石	再生 クラッシャーラン	約200m ³																																									

対象	誤	正	備考																																															
特記仕様書(誤:25、正:26) 27. 工事細部に関する事項 27-5 盛土工 (1) 定義 <p>(2) 施工 監督員の指示があった場合には、土取場の表土削り取り、土砂採取後の面仕上げ及び排水設備等の設置を行わなければならない。なお、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(3) 数量の検測 客土掘削の数量の検測は、共通仕様書2-6-6「数量の検測」によらず、盛土の設計数量(m³)で行うものとする。</p> <p>(4) 支払 共通仕様書2-6-7「支払」に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(3) 客土掘削</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 土砂 A 1</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td> 土砂 A 2</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-4 捨土掘削</p> <p>(1) 定義 共通仕様書2-6-1「定義」に規定する捨土掘削の単価表の作業内容は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂(表土) A</td> <td>1) 本線・ランプ部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 毛無山盛土場への運搬、敷均し</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-5 盛土工</p> <p>(1) 定義 共通仕様書2-7-1「定義」に規定する盛土工の単価表の作業内容は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土工 A</td> <td>購入材を使用して上部路床の施工を行うもの</td> </tr> <tr> <td>盛土工 B</td> <td>他事業の建設発生土を使用して路体の施工を行うもの 受入れ時期：令和8～9年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-6 構造物掘削</p> <p>(1) 定義 共通仕様書2-8-1(1)「定義」に規定する構造物掘削の単価表の項目の作業内容は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通部</td> <td>構造物の基礎地盤の土砂の掘削 1) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 2) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 3) 含水比の調整</td> </tr> <tr> <td>特殊部 A</td> <td>Bランプ橋A1橋台における鋼矢板を用いた掘削 1) 電動バイブルハシマによる鋼矢板の打込み 2) 鋼矢板による土留を用いた掘削 3) 仮設(除去式)グラウンドアンカーによる山留め 4) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 5) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 6) 鋼矢板の存置 7) 仮設(除去式)グラウンドアンカーの除去</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	2-(3) 客土掘削		土砂 A 1	m ³	土砂 A 2	m ³	単価表の項目	作業内容	土砂(表土) A	1) 本線・ランプ部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 毛無山盛土場への運搬、敷均し	単価表の項目	作業内容	盛土工 A	購入材を使用して上部路床の施工を行うもの	盛土工 B	他事業の建設発生土を使用して路体の施工を行うもの 受入れ時期：令和8～9年度	単価表の項目	作業内容	普通部	構造物の基礎地盤の土砂の掘削 1) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 2) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 3) 含水比の調整	特殊部 A	Bランプ橋A1橋台における鋼矢板を用いた掘削 1) 電動バイブルハシマによる鋼矢板の打込み 2) 鋼矢板による土留を用いた掘削 3) 仮設(除去式)グラウンドアンカーによる山留め 4) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 5) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 6) 鋼矢板の存置 7) 仮設(除去式)グラウンドアンカーの除去	<p>(4) 支払 共通仕様書2-6-7「支払」に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(3) 客土掘削</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 土砂 A 1</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td> 土砂 A 2</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-4 捨土掘削</p> <p>(1) 定義 共通仕様書2-6-1「定義」に規定する捨土掘削の単価表の作業内容は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂(表土) A</td> <td>1) 本線・ランプ部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 毛無山盛土場への運搬、敷均し</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-5 盛土工</p> <p>(1) 定義 共通仕様書2-7-1「定義」に規定する盛土工の単価表の作業内容は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土工 A</td> <td>購入材を使用して上部路床の施工を行うもの</td> </tr> <tr> <td>盛土工 B</td> <td>他事業の建設発生土(土砂B)を使用して路体の施工を行うもの 受入れ時期：令和8～9年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-6 構造物掘削</p> <p>(1) 定義 共通仕様書2-8-1(1)「定義」に規定する構造物掘削の単価表の項目の作業内容は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通部</td> <td>構造物の基礎地盤の土砂の掘削 1) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 2) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 3) 含水比の調整</td> </tr> <tr> <td>特殊部 A</td> <td>Bランプ橋A1橋台における鋼矢板を用いた掘削 1) 電動バイブルハシマによる鋼矢板の打込み 2) 鋼矢板による土留を用いた掘削 3) 仮設(除去式)グラウンドアンカーによる山留め 4) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 5) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 6) 鋼矢板の存置 7) 仮設(除去式)グラウンドアンカーの除去</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	2-(3) 客土掘削		土砂 A 1	m ³	土砂 A 2	m ³	単価表の項目	作業内容	土砂(表土) A	1) 本線・ランプ部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 毛無山盛土場への運搬、敷均し	単価表の項目	作業内容	盛土工 A	購入材を使用して上部路床の施工を行うもの	盛土工 B	他事業の建設発生土(土砂B)を使用して路体の施工を行うもの 受入れ時期：令和8～9年度	単価表の項目	作業内容	普通部	構造物の基礎地盤の土砂の掘削 1) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 2) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 3) 含水比の調整	特殊部 A	Bランプ橋A1橋台における鋼矢板を用いた掘削 1) 電動バイブルハシマによる鋼矢板の打込み 2) 鋼矢板による土留を用いた掘削 3) 仮設(除去式)グラウンドアンカーによる山留め 4) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 5) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 6) 鋼矢板の存置 7) 仮設(除去式)グラウンドアンカーの除去	訂正
単価表の項目	検測の単位																																																	
2-(3) 客土掘削																																																		
土砂 A 1	m ³																																																	
土砂 A 2	m ³																																																	
単価表の項目	作業内容																																																	
土砂(表土) A	1) 本線・ランプ部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 毛無山盛土場への運搬、敷均し																																																	
単価表の項目	作業内容																																																	
盛土工 A	購入材を使用して上部路床の施工を行うもの																																																	
盛土工 B	他事業の建設発生土を使用して路体の施工を行うもの 受入れ時期：令和8～9年度																																																	
単価表の項目	作業内容																																																	
普通部	構造物の基礎地盤の土砂の掘削 1) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 2) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 3) 含水比の調整																																																	
特殊部 A	Bランプ橋A1橋台における鋼矢板を用いた掘削 1) 電動バイブルハシマによる鋼矢板の打込み 2) 鋼矢板による土留を用いた掘削 3) 仮設(除去式)グラウンドアンカーによる山留め 4) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 5) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 6) 鋼矢板の存置 7) 仮設(除去式)グラウンドアンカーの除去																																																	
単価表の項目	検測の単位																																																	
2-(3) 客土掘削																																																		
土砂 A 1	m ³																																																	
土砂 A 2	m ³																																																	
単価表の項目	作業内容																																																	
土砂(表土) A	1) 本線・ランプ部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 毛無山盛土場への運搬、敷均し																																																	
単価表の項目	作業内容																																																	
盛土工 A	購入材を使用して上部路床の施工を行うもの																																																	
盛土工 B	他事業の建設発生土(土砂B)を使用して路体の施工を行うもの 受入れ時期：令和8～9年度																																																	
単価表の項目	作業内容																																																	
普通部	構造物の基礎地盤の土砂の掘削 1) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 2) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 3) 含水比の調整																																																	
特殊部 A	Bランプ橋A1橋台における鋼矢板を用いた掘削 1) 電動バイブルハシマによる鋼矢板の打込み 2) 鋼矢板による土留を用いた掘削 3) 仮設(除去式)グラウンドアンカーによる山留め 4) 掘削土(土砂A)の積込み、路体部への運搬、敷均し、締固め 5) 掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し、締固め 6) 鋼矢板の存置 7) 仮設(除去式)グラウンドアンカーの除去																																																	

対象	誤	正	備考																																																																					
特記仕様書(32) 27. 工事細部に関する事項 27-11 用排水構造物工 27-11-2 集水ます (1)種別	<p>27-11-2 集水ます</p> <table border="1"> <tr> <td>Type D</td> <td>Dc-0.80-0.80-1.00(F) Dc-0.90-0.90-0.90(F) Dc[~](G)-0.90-0.90-0.90(F)</td> <td>0.87m³</td> </tr> <tr> <td>Type E</td> <td>Dc-0.80-0.80-1.20(F) Dc-S-0.80-0.80-1.20(F) Dc[~](G)-0.90-0.90-1.30</td> <td>1.14m³</td> </tr> <tr> <td>Type F</td> <td>Dc-S-0.80-0.80-1.80</td> <td>1.43m³</td> </tr> <tr> <td>Type L</td> <td>Dc-0.80-0.80-1.60 Dc-0.80-0.80-1.80 Dc-1.30-0.70-1.20</td> <td>1.53m³</td> </tr> <tr> <td>Type M</td> <td>Dc-1.30-1.30-1.30(F) Dc-1.30-1.30-1.50(F) Dc-1.40-1.40-1.20(F) Dc-1.50-1.50-1.40(F) Dc[~](G)-1.50-1.50-1.40</td> <td>2.33m³</td> </tr> <tr> <td>Type N</td> <td>Dc[~](G)-0.80-0.80-3.10 Dc-1.20-1.70-1.90(F) Dc[~](G)-1.50-1.50-1.80(F) Dc[~](G)-1.50-1.50-2.00(F) Dc[~](G)-1.80-1.80-1.20(F)</td> <td>3.08m³</td> </tr> </table> <p>※Dc[~](G)のグレーチング蓋は別途検測</p> <p>新しく追加する集水ますが、Type Aの2割減からType Nの2割増の範囲内にある場合は、形状およびコンクリート量が最も近い種別とし、契約単価の変更は行わない。</p> <p>また、範囲外の集水ますは新しく別のTypeに分類し、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 支払</p> <p>共通仕様書5-4-5「支払」に、以下を追加する。</p> <table border="1"> <tr> <td>単価表の項目</td> <td>検測の単位</td> </tr> <tr> <td>5-(3) 集水ます</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>Type L</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>Type M</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>Type N</td> <td>箇所</td> </tr> </table> <p>27-11-3 油水分離ます</p> <p>(1) 定義</p> <p>油水分離ますとは、設計図書及び監督員の指示に従って、プレキャスト製の油水分離ますを排水流末に設置することをいう。</p> <p>(2) 種別</p> <p>油水分離ますの単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。</p>	Type D	Dc-0.80-0.80-1.00(F) Dc-0.90-0.90-0.90(F) Dc [~] (G)-0.90-0.90-0.90(F)	0.87m ³	Type E	Dc-0.80-0.80-1.20(F) Dc-S-0.80-0.80-1.20(F) Dc [~] (G)-0.90-0.90-1.30	1.14m ³	Type F	Dc-S-0.80-0.80-1.80	1.43m ³	Type L	Dc-0.80-0.80-1.60 Dc-0.80-0.80-1.80 Dc-1.30-0.70-1.20	1.53m ³	Type M	Dc-1.30-1.30-1.30(F) Dc-1.30-1.30-1.50(F) Dc-1.40-1.40-1.20(F) Dc-1.50-1.50-1.40(F) Dc [~] (G)-1.50-1.50-1.40	2.33m ³	Type N	Dc [~] (G)-0.80-0.80-3.10 Dc-1.20-1.70-1.90(F) Dc [~] (G)-1.50-1.50-1.80(F) Dc [~] (G)-1.50-1.50-2.00(F) Dc [~] (G)-1.80-1.80-1.20(F)	3.08m ³	単価表の項目	検測の単位	5-(3) 集水ます	箇所	Type L	箇所	Type M	箇所	Type N	箇所	<table border="1"> <tr> <td>用排水管 P(Vu)・φ a</td> <td>P(Vu)・φ a</td> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> </tr> </table> <p>(2) 支払</p> <p>共通仕様書5-4-5「支払」に以下を追加する。</p> <table border="1"> <tr> <td>単価表の項目</td> <td>検測の単位</td> </tr> <tr> <td>5-(1) 用排水溝</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PuL(S3)・a・b</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>PuL(W)・a・b</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Hf・a・b</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Vs(S3)・a・b～c</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>PBx・a・b</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>5-(2) 用排水管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P(CSB)・φ a</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>P(Vu)・φ a</td> <td>m</td> </tr> </table> <p>注1) 5-(1)のcは、用排水構造物の寸法(m)を示す。</p> <p>27-11-2 集水ます</p> <p>(1) 種別</p> <p>共通仕様書5-4-2-(4)の表に下表を追加する。</p> <table border="1"> <tr> <td>単価表の項目</td> <td>設計図書に示す記号</td> <td>標準コンクリート量</td> </tr> <tr> <td>Type A</td> <td>Dc-0.60-0.60-0.60(F) Dc[~](G)-0.60-0.60-0.60(F)</td> <td>0.28m³</td> </tr> <tr> <td>Type B</td> <td>Dc-0.60-0.60-0.80(F) Dc[~](G)-0.60-0.60-0.80 Dc-0.70-0.70-0.70(F) Dc[~](G)-0.70-0.70-0.70 Dc[~](G)-0.70-0.70-0.80</td> <td>0.43m³</td> </tr> <tr> <td>Type C</td> <td>Dc[~](G)-0.70-0.70-0.90 Dc-0.80-0.80-0.80(F) Dc[~](G)-0.80-0.80-0.80 Dc[~](G)-0.80-0.80-0.80(F) Dc[~](G)-0.80-0.80-0.90 Dc[~](G)-0.80-0.80-0.90(F)</td> <td>0.74m³</td> </tr> <tr> <td>Type D</td> <td>Dc-0.80-0.80-1.00(F) Dc-0.90-0.90-0.90(F) Dc[~](G)-0.90-0.90-0.90(F)</td> <td>0.87m³</td> </tr> <tr> <td>Type E</td> <td>Dc-0.80-0.80-1.20(F) Dc-S-0.80-0.80-1.20 Dc[~](G)-0.90-0.90-1.30</td> <td>1.14m³</td> </tr> </table>	用排水管 P(Vu)・φ a	P(Vu)・φ a	硬質ポリ塩化ビニル管	単価表の項目	検測の単位	5-(1) 用排水溝		PuL(S3)・a・b	m	PuL(W)・a・b	m	Hf・a・b	m	Vs(S3)・a・b～c	m	PBx・a・b	m	5-(2) 用排水管		P(CSB)・φ a	m	P(Vu)・φ a	m	単価表の項目	設計図書に示す記号	標準コンクリート量	Type A	Dc-0.60-0.60-0.60(F) Dc [~] (G)-0.60-0.60-0.60(F)	0.28m ³	Type B	Dc-0.60-0.60-0.80(F) Dc [~] (G)-0.60-0.60-0.80 Dc-0.70-0.70-0.70(F) Dc [~] (G)-0.70-0.70-0.70 Dc [~] (G)-0.70-0.70-0.80	0.43m ³	Type C	Dc [~] (G)-0.70-0.70-0.90 Dc-0.80-0.80-0.80(F) Dc [~] (G)-0.80-0.80-0.80 Dc [~] (G)-0.80-0.80-0.80(F) Dc [~] (G)-0.80-0.80-0.90 Dc [~] (G)-0.80-0.80-0.90(F)	0.74m ³	Type D	Dc-0.80-0.80-1.00(F) Dc-0.90-0.90-0.90(F) Dc [~] (G)-0.90-0.90-0.90(F)	0.87m ³	Type E	Dc-0.80-0.80-1.20(F) Dc-S-0.80-0.80-1.20 Dc [~] (G)-0.90-0.90-1.30	1.14m ³	訂正
Type D	Dc-0.80-0.80-1.00(F) Dc-0.90-0.90-0.90(F) Dc [~] (G)-0.90-0.90-0.90(F)	0.87m ³																																																																						
Type E	Dc-0.80-0.80-1.20(F) Dc-S-0.80-0.80-1.20(F) Dc [~] (G)-0.90-0.90-1.30	1.14m ³																																																																						
Type F	Dc-S-0.80-0.80-1.80	1.43m ³																																																																						
Type L	Dc-0.80-0.80-1.60 Dc-0.80-0.80-1.80 Dc-1.30-0.70-1.20	1.53m ³																																																																						
Type M	Dc-1.30-1.30-1.30(F) Dc-1.30-1.30-1.50(F) Dc-1.40-1.40-1.20(F) Dc-1.50-1.50-1.40(F) Dc [~] (G)-1.50-1.50-1.40	2.33m ³																																																																						
Type N	Dc [~] (G)-0.80-0.80-3.10 Dc-1.20-1.70-1.90(F) Dc [~] (G)-1.50-1.50-1.80(F) Dc [~] (G)-1.50-1.50-2.00(F) Dc [~] (G)-1.80-1.80-1.20(F)	3.08m ³																																																																						
単価表の項目	検測の単位																																																																							
5-(3) 集水ます	箇所																																																																							
Type L	箇所																																																																							
Type M	箇所																																																																							
Type N	箇所																																																																							
用排水管 P(Vu)・φ a	P(Vu)・φ a	硬質ポリ塩化ビニル管																																																																						
単価表の項目	検測の単位																																																																							
5-(1) 用排水溝																																																																								
PuL(S3)・a・b	m																																																																							
PuL(W)・a・b	m																																																																							
Hf・a・b	m																																																																							
Vs(S3)・a・b～c	m																																																																							
PBx・a・b	m																																																																							
5-(2) 用排水管																																																																								
P(CSB)・φ a	m																																																																							
P(Vu)・φ a	m																																																																							
単価表の項目	設計図書に示す記号	標準コンクリート量																																																																						
Type A	Dc-0.60-0.60-0.60(F) Dc [~] (G)-0.60-0.60-0.60(F)	0.28m ³																																																																						
Type B	Dc-0.60-0.60-0.80(F) Dc [~] (G)-0.60-0.60-0.80 Dc-0.70-0.70-0.70(F) Dc [~] (G)-0.70-0.70-0.70 Dc [~] (G)-0.70-0.70-0.80	0.43m ³																																																																						
Type C	Dc [~] (G)-0.70-0.70-0.90 Dc-0.80-0.80-0.80(F) Dc [~] (G)-0.80-0.80-0.80 Dc [~] (G)-0.80-0.80-0.80(F) Dc [~] (G)-0.80-0.80-0.90 Dc [~] (G)-0.80-0.80-0.90(F)	0.74m ³																																																																						
Type D	Dc-0.80-0.80-1.00(F) Dc-0.90-0.90-0.90(F) Dc [~] (G)-0.90-0.90-0.90(F)	0.87m ³																																																																						
Type E	Dc-0.80-0.80-1.20(F) Dc-S-0.80-0.80-1.20 Dc [~] (G)-0.90-0.90-1.30	1.14m ³																																																																						

対象	誤	正	備考																								
特記仕様書(誤:46、正:47) 27. 工事細部に関する事項 27-25 地盤改良工 (3)材料 (4)施工	<p>結果をもとに固化材の種類及び添加量を決定する。その結果により、添加量の修正が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(4) 施工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 機械混合Aの施工は、固化材を粉体のまま散布しバックホウにより原位置土と混合攪拌するものとする。 2) 機械混合Bの施工は、「パワーブレンダー工法技術資料（令和5年9月パワーブレンダー工法協会）に従うものとする。 3) 機械混合C及びDの施工は、設計図書及び監督員の指示及び「CI-CMC工法 施工マニュアル（令和4年1月 CI-CMC工法研究会）」によるものとする。 4) 機械混合B、C及びDの施工に使用する機械は、施工深さ及び固化材投入量を自動記録できる装置を備え付けたものでなければならない。 5) 地盤改良工で使用する水については錢坂堤（参考図「工事用地等」に示す）より取水可能とするが、水質が適合しない場合は、監督員と協議するものとする。 6) 改良により発生する余剰土の搬出先については、別途監督員と協議するものとする。 <p>(5) 数量の検測</p> <p>地盤改良工の数量の検測は、設計数量（m³、mまたはt）で行うものとする。 なお、機械混合C及びDの設計数量（m）は深さ方向を示す。</p> <p>(6) 支払</p> <p>機械混合Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う軟弱土の試験、改良材の運搬・散布・攪拌、転圧等機械混合Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>機械混合Bの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う軟弱土の試験、施工機械による改良材の攪拌、練り返し、引抜き、スラリープラントの設置・撤去、足場材（敷鉄板の貨料及び設置・撤去・移設）、特許料等機械混合Bの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>機械混合C及びDの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う軟弱土の試験、施工機械による改良材の混合・攪拌・養生、スラリープラントの設置・撤去、足場材（敷鉄板の貨料及び設置・撤去・移設）、特許料等機械混合C及びDの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>改良材の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地盤改良工の施工に要するセメント改良材の費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: right;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">特一 (6) 地盤改良工</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">機械混合 A</td> <td style="text-align: right;">m^3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">機械混合 B</td> <td style="text-align: right;">m^3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">機械混合 C</td> <td style="text-align: right;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">機械混合 D</td> <td style="text-align: right;">m</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一 (6) 地盤改良工		機械混合 A	m^3	機械混合 B	m^3	機械混合 C	m	機械混合 D	m	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; width: fit-content;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">800</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">240</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">国見52 7号重力式擁壁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">900</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">240</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">L型擁壁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1,600</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">290</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">国見54 L型擁壁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">地盤改良工 機械混合 D</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">500</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">白石1 210</td> </tr> </table> <p>施工にあたっては、事前に原位置土（軟弱土）を室内試験により把握するものとし、室内試験の結果をもとに改良材の種類及び添加量を決定する。その結果により、添加量の修正が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(4) 施工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 機械混合Aの施工は、改良材を粉体のまま散布しバックホウにより原位置土と混合攪拌するものとする。 2) 機械混合Bの施工は、「パワーブレンダー工法技術資料（令和5年9月パワーブレンダー工法協会）に従うものとする。 3) 機械混合C及びDの施工は、設計図書及び監督員の指示及び「CI-CMC工法 施工マニュアル（令和4年1月 CI-CMC工法研究会）」によるものとする。 4) 機械混合B、C及びDの施工に使用する機械は、施工深さ及び改良材投入量を自動記録できる装置を備え付けたものでなければならない。 5) 地盤改良工で使用する水については錢坂堤（参考図「工事用地等」に示す）より取水可能とするが、水質が適合しない場合は、監督員と協議するものとする。 6) 改良により発生する余剰土の搬出先については、別途監督員と協議するものとする。 <p>(5) 数量の検測</p> <p>地盤改良工の数量の検測は、設計数量（m³、mまたはt）で行うものとする。 なお、機械混合C及びDの設計数量（m）は深さ方向を示す。</p> <p>(6) 支払</p> <p>機械混合Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う軟弱土の試験、改良材の運搬・散布・攪拌、転圧等機械混合Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>機械混合Bの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う軟弱土の試験、施工機械による改良材の攪拌、練り返し、引抜き、スラリープラントの設置・撤去、足場材（敷鉄板の貨料及び設置・撤去・移設）、特許料等機械混合Bの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>機械混合C及びDの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う軟弱土の試験、施工機械による改良材の混合・攪拌・養生、スラリープラントの設置・撤去、足場材（敷鉄板の貨料及び設置・撤去・移設）、特許料等機械混合C及びDの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p>	800	240	国見52 7号重力式擁壁	900	240	L型擁壁	1,600	290	国見54 L型擁壁	地盤改良工 機械混合 D	500	白石1 210	訂正
単価表の項目	検測の単位																										
特一 (6) 地盤改良工																											
機械混合 A	m^3																										
機械混合 B	m^3																										
機械混合 C	m																										
機械混合 D	m																										
800	240	国見52 7号重力式擁壁																									
900	240	L型擁壁																									
1,600	290	国見54 L型擁壁																									
地盤改良工 機械混合 D	500	白石1 210																									

対象	誤	正	備考																																																				
特記仕様書(誤:46、正:48) 27. 工事細部に関する事項 27-25 地盤改良工 (6) 支払	<p>結果をもとに固化材の種類及び添加量を決定する。その結果により、添加量の修正が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(4) 施工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 機械混合Aの施工は、固化材を粉体のまま散布しバックホウにより原位置土と混合搅拌するものとする。 2) 機械混合Bの施工は、「パワープレンダー工法技術資料（令和5年9月パワープレンダー工法協会）に従うものとする。 3) 機械混合C及びDの施工は、設計図書及び監督員の指示及び「CI-CMC工法 施工マニュアル（令和4年1月 CI-CMC工法研究会）」によるものとする。 4) 機械混合B、C及びDの施工に使用する機械は、施工深さ及び固化材投入量を自動記録できる装置を備え付けたものでなければならない。 5) 地盤改良工で使用する水については錢坂堤（参考図「工事用地等」に示す）より取水可能とするが、水質が適合しない場合は、監督員と協議するものとする。 6) 改良により発生する余剰土の搬出先については、別途監督員と協議するものとする。 <p>(5) 数量の検測</p> <p>地盤改良工の数量の検測は、設計数量（m³、mまたはt）で行うものとする。</p> <p>なお、機械混合C及びDの設計数量（m）は深さ方向を示す。</p> <p>(6) 支払</p> <p>機械混合Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う軟弱土の試験、改良材の運搬・散布・搅拌、転圧等機械混合Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>機械混合Bの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う軟弱土の試験、施工機械による改良材の搅拌、練り返し、引抜き、スラリープラントの設置・撤去、足場材（敷鉄板の賃料及び設置・撤去・移設）、特許料等機械混合Bの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>機械混合C及びDの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う軟弱土の試験、施工機械による改良材の混合・搅拌・養生、スラリープラントの設置・撤去、足場材（敷鉄板の賃料及び設置・撤去・移設）、特許料等機械混合C及びDの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>改良材の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1t当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地盤改良工の施工に要するセメント改良材の費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (6) 地盤改良工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械混合 A</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>機械混合 B</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>機械混合 C</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>機械混合 D</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>改良材 A</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>改良材 B</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一 (6) 地盤改良工		機械混合 A	m ³	機械混合 B	m ³	機械混合 C	m	機械混合 D	m	改良材 A	t	改良材 B	t	<p>改良材の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1t当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地盤改良工の施工に要する改良好材の費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (6) 地盤改良工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械混合 A</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>機械混合 B</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>機械混合 C</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>機械混合 D</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>改良材 A</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>改良材 B</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-26 敷網工</p> <p>(1) 定義</p> <p>敷網工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、路体内に敷網を設置することをいう。</p> <p>(2) 種別</p> <p>敷網工の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>最大引張強度 (kN/m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷網 A</td> <td>50</td> <td rowspan="3">高強度ジオシンセティックス</td> </tr> <tr> <td>敷網 B</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>敷網 C</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施工</p> <p>敷網工の施工は「ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル（平成25年12月土木研究センター）」によるものとする。</p> <p>(4) 数量の検測</p> <p>敷網工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。</p> <p>(5) 支払</p> <p>敷網工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う敷網の製作、運搬、設置等敷網工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (7) 敷網工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷網 A</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>敷網 B</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>敷網 C</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-27 施工ヤード整備工</p> <p>(1) 定義</p> <p>施工ヤード整備工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、橋梁の施工に必要な施工ヤードを</p>	単価表の項目	検測の単位	特一 (6) 地盤改良工		機械混合 A	m ³	機械混合 B	m ³	機械混合 C	m	機械混合 D	m	改良材 A	t	改良材 B	t	単価表の項目	最大引張強度 (kN/m)	備考	敷網 A	50	高強度ジオシンセティックス	敷網 B	150	敷網 C	250	単価表の項目	検測の単位	特一 (7) 敷網工		敷網 A	m ²	敷網 B	m ²	敷網 C	m ²	訂正
単価表の項目	検測の単位																																																						
特一 (6) 地盤改良工																																																							
機械混合 A	m ³																																																						
機械混合 B	m ³																																																						
機械混合 C	m																																																						
機械混合 D	m																																																						
改良材 A	t																																																						
改良材 B	t																																																						
単価表の項目	検測の単位																																																						
特一 (6) 地盤改良工																																																							
機械混合 A	m ³																																																						
機械混合 B	m ³																																																						
機械混合 C	m																																																						
機械混合 D	m																																																						
改良材 A	t																																																						
改良材 B	t																																																						
単価表の項目	最大引張強度 (kN/m)	備考																																																					
敷網 A	50	高強度ジオシンセティックス																																																					
敷網 B	150																																																						
敷網 C	250																																																						
単価表の項目	検測の単位																																																						
特一 (7) 敷網工																																																							
敷網 A	m ²																																																						
敷網 B	m ²																																																						
敷網 C	m ²																																																						

対象	誤	正	備考																																																																																																																																																																																																																
金抜設計書 番号 7 2-(6) 構造物掘削 普通部 番号 12 2-(6) 構造物掘削 特殊部 E	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目番号</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2 - (2)</td> <td>道路掘削 土砂</td> <td>3,093</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 - (3)</td> <td>客土掘削 土砂 A 1</td> <td>70,932</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2 - (3)</td> <td>客土掘削 土砂 A 2</td> <td>15,548</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2 - (4)</td> <td>捨土掘削 土砂 (表土) A</td> <td>12,080</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2 - (5)</td> <td>盛土工 盛土工 A</td> <td>6,174</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2 - (5)</td> <td>盛土工 盛土工 B</td> <td>24,000</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 普通部</td> <td>4,937</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 特殊部 A</td> <td>772</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 特殊部 B</td> <td>2,923</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 特殊部 C</td> <td>591</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 特殊部 D</td> <td>1,553</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 特殊部 E</td> <td>49</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要	1	2 - (2)	道路掘削 土砂	3,093	m³				2	2 - (3)	客土掘削 土砂 A 1	70,932	m³				3	2 - (3)	客土掘削 土砂 A 2	15,548	m³				4	2 - (4)	捨土掘削 土砂 (表土) A	12,080	m³				5	2 - (5)	盛土工 盛土工 A	6,174	m³				6	2 - (5)	盛土工 盛土工 B	24,000	m³				7	2 - (6)	構造物掘削 普通部	4,937	m³				8	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 A	772	m³				9	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 B	2,923	m³				10	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 C	591	m³				11	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 D	1,553	m³				12	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 E	49	m³				<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目番号</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2 - (2)</td> <td>道路掘削 土砂</td> <td>3,093</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 - (3)</td> <td>客土掘削 土砂 A 1</td> <td>70,932</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2 - (3)</td> <td>客土掘削 土砂 A 2</td> <td>15,548</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2 - (4)</td> <td>捨土掘削 土砂 (表土) A</td> <td>12,080</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2 - (5)</td> <td>盛土工 盛土工 A</td> <td>6,174</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2 - (5)</td> <td>盛土工 盛土工 B</td> <td>24,000</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 普通部</td> <td>4,933</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 特殊部 A</td> <td>772</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 特殊部 B</td> <td>2,923</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 特殊部 C</td> <td>591</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 特殊部 D</td> <td>1,553</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>2 - (6)</td> <td>構造物掘削 特殊部 E</td> <td>67</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要	1	2 - (2)	道路掘削 土砂	3,093	m³				2	2 - (3)	客土掘削 土砂 A 1	70,932	m³				3	2 - (3)	客土掘削 土砂 A 2	15,548	m³				4	2 - (4)	捨土掘削 土砂 (表土) A	12,080	m³				5	2 - (5)	盛土工 盛土工 A	6,174	m³				6	2 - (5)	盛土工 盛土工 B	24,000	m³				7	2 - (6)	構造物掘削 普通部	4,933	m³				8	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 A	772	m³				9	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 B	2,923	m³				10	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 C	591	m³				11	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 D	1,553	m³				12	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 E	67	m³				訂正
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要																																																																																																																																																																																																												
1	2 - (2)	道路掘削 土砂	3,093	m³																																																																																																																																																																																																															
2	2 - (3)	客土掘削 土砂 A 1	70,932	m³																																																																																																																																																																																																															
3	2 - (3)	客土掘削 土砂 A 2	15,548	m³																																																																																																																																																																																																															
4	2 - (4)	捨土掘削 土砂 (表土) A	12,080	m³																																																																																																																																																																																																															
5	2 - (5)	盛土工 盛土工 A	6,174	m³																																																																																																																																																																																																															
6	2 - (5)	盛土工 盛土工 B	24,000	m³																																																																																																																																																																																																															
7	2 - (6)	構造物掘削 普通部	4,937	m³																																																																																																																																																																																																															
8	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 A	772	m³																																																																																																																																																																																																															
9	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 B	2,923	m³																																																																																																																																																																																																															
10	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 C	591	m³																																																																																																																																																																																																															
11	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 D	1,553	m³																																																																																																																																																																																																															
12	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 E	49	m³																																																																																																																																																																																																															
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要																																																																																																																																																																																																												
1	2 - (2)	道路掘削 土砂	3,093	m³																																																																																																																																																																																																															
2	2 - (3)	客土掘削 土砂 A 1	70,932	m³																																																																																																																																																																																																															
3	2 - (3)	客土掘削 土砂 A 2	15,548	m³																																																																																																																																																																																																															
4	2 - (4)	捨土掘削 土砂 (表土) A	12,080	m³																																																																																																																																																																																																															
5	2 - (5)	盛土工 盛土工 A	6,174	m³																																																																																																																																																																																																															
6	2 - (5)	盛土工 盛土工 B	24,000	m³																																																																																																																																																																																																															
7	2 - (6)	構造物掘削 普通部	4,933	m³																																																																																																																																																																																																															
8	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 A	772	m³																																																																																																																																																																																																															
9	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 B	2,923	m³																																																																																																																																																																																																															
10	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 C	591	m³																																																																																																																																																																																																															
11	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 D	1,553	m³																																																																																																																																																																																																															
12	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 E	67	m³																																																																																																																																																																																																															

対象	誤							正							備考 訂正	
	番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要	番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
金抜設計書 番号 13 2-(6) 構造物掘削 特殊部 F		13 2 - (6) 構造物掘削 特殊部 F		109	m³					13 2 - (6) 構造物掘削 特殊部 F	132	m³				
番号 18 2-(7) 構造物裏込め工 裏込め工 B		14 2 - (6) 構造物掘削 特殊部 G		626	m³					14 2 - (6) 構造物掘削 特殊部 G	626	m³				
		15 2 - (6) 構造物掘削 特殊部 H		546	m³					15 2 - (6) 構造物掘削 特殊部 H	546	m³				
		16 2 - (6) 構造物掘削 特殊部 I		556	m³					16 2 - (6) 構造物掘削 特殊部 I	556	m³				
		17 2 - (7) 構造物裏込め工 裏込め工 A		329	m³					17 2 - (7) 構造物裏込め工 裏込め工 A	329	m³				
		18 2 - (7) 構造物裏込め工 裏込め工 B		6,392	m³					18 2 - (7) 構造物裏込め工 裏込め工 B	6,352	m³				
		19 2 - (8) 基礎材 B		451	m³					19 2 - (8) 基礎材 B	451	m³				
		20 4 - (3) 種散布工 種散布工		17,778	m²					20 4 - (3) 種散布工 種散布工	17,778	m²				
		21 4 - (4) 種吹付工 種吹付 A (人工基材)		282	m²					21 4 - (4) 種吹付工 種吹付 A (人工基材)	282	m²				
		22 4 - (14) コンクリートブロック積工 コンクリートブロック積み (練) 指3.5cm		503	m³					22 4 - (14) コンクリートブロック積工 コンクリートブロック積み (練) 指3.5cm	503	m³				
		23 4 - (16) 裏込め砕石 裏込め砕石		190	m³					23 4 - (16) 裏込め砕石 裏込め砕石	190	m³				
		24 4 - (17) 基礎工 コンクリート基礎工 A (F)		42	m					24 4 - (17) 基礎工 コンクリート基礎工 A (F)	42	m				

対象	誤	正	備考																																																																																																																																																																																																																
<p>金抜設計書 番号 113 18-(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=30cm)</p> <p>番号 114 18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目番号</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>109</td> <td>15 - (6)</td> <td>立入防止柵の出入口 一般型非積雪地用</td> <td>22</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>110</td> <td>17 - (31)</td> <td>はく落防止対策工 A</td> <td>200</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>111</td> <td>18 - (1)</td> <td>境界くい工 道路敷界くい</td> <td>579</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>112</td> <td>18 - (1)</td> <td>境界くい工 道路敷界鉛</td> <td>32</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>113</td> <td>18 - (3)</td> <td>簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 30 cm)</td> <td>5,052</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>114</td> <td>18 - (3)</td> <td>簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)</td> <td>5,052</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>115</td> <td>18 - (17)</td> <td>構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)</td> <td>696</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>116</td> <td>18 - (17)</td> <td>構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B)</td> <td>421</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>117</td> <td>18 - (17)</td> <td>構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A)</td> <td>4,516</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>118</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 I × 1 × 0</td> <td>38</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>119</td> <td>19 - (2)</td> <td>交通保安要員 交通誘導警備員A</td> <td>1,008</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>120</td> <td>19 - (2)</td> <td>交通保安要員 交通誘導警備員B</td> <td>315</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要	109	15 - (6)	立入防止柵の出入口 一般型非積雪地用	22	箇所				110	17 - (31)	はく落防止対策工 A	200	m ²				111	18 - (1)	境界くい工 道路敷界くい	579	本				112	18 - (1)	境界くい工 道路敷界鉛	32	本				113	18 - (3)	簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 30 cm)	5,052	m ²				114	18 - (3)	簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	5,052	m ²				115	18 - (17)	構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	696	m ³				116	18 - (17)	構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B)	421	m ³				117	18 - (17)	構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A)	4,516	m ²				118	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0	38	回				119	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員A	1,008	人・日				120	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B	315	人・日				<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目番号</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>109</td> <td>15 - (6)</td> <td>立入防止柵の出入口 一般型非積雪地用</td> <td>22</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>110</td> <td>17 - (31)</td> <td>はく落防止対策工 A</td> <td>200</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>111</td> <td>18 - (1)</td> <td>境界くい工 道路敷界くい</td> <td>579</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>112</td> <td>18 - (1)</td> <td>境界くい工 道路敷界鉛</td> <td>32</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>113</td> <td>18 - (3)</td> <td>簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 30 cm)</td> <td>4,065</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>114</td> <td>18 - (3)</td> <td>簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)</td> <td>4,065</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>115</td> <td>18 - (17)</td> <td>構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)</td> <td>696</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>116</td> <td>18 - (17)</td> <td>構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B)</td> <td>421</td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>117</td> <td>18 - (17)</td> <td>構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A)</td> <td>4,516</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>118</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 I × 1 × 0</td> <td>38</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>119</td> <td>19 - (2)</td> <td>交通保安要員 交通誘導警備員A</td> <td>1,008</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>120</td> <td>19 - (2)</td> <td>交通保安要員 交通誘導警備員B</td> <td>315</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要	109	15 - (6)	立入防止柵の出入口 一般型非積雪地用	22	箇所				110	17 - (31)	はく落防止対策工 A	200	m ²				111	18 - (1)	境界くい工 道路敷界くい	579	本				112	18 - (1)	境界くい工 道路敷界鉛	32	本				113	18 - (3)	簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 30 cm)	4,065	m ²				114	18 - (3)	簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	4,065	m ²				115	18 - (17)	構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	696	m ³				116	18 - (17)	構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B)	421	m ³				117	18 - (17)	構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A)	4,516	m ²				118	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0	38	回				119	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員A	1,008	人・日				120	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B	315	人・日				訂正
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要																																																																																																																																																																																																												
109	15 - (6)	立入防止柵の出入口 一般型非積雪地用	22	箇所																																																																																																																																																																																																															
110	17 - (31)	はく落防止対策工 A	200	m ²																																																																																																																																																																																																															
111	18 - (1)	境界くい工 道路敷界くい	579	本																																																																																																																																																																																																															
112	18 - (1)	境界くい工 道路敷界鉛	32	本																																																																																																																																																																																																															
113	18 - (3)	簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 30 cm)	5,052	m ²																																																																																																																																																																																																															
114	18 - (3)	簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	5,052	m ²																																																																																																																																																																																																															
115	18 - (17)	構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	696	m ³																																																																																																																																																																																																															
116	18 - (17)	構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B)	421	m ³																																																																																																																																																																																																															
117	18 - (17)	構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A)	4,516	m ²																																																																																																																																																																																																															
118	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0	38	回																																																																																																																																																																																																															
119	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員A	1,008	人・日																																																																																																																																																																																																															
120	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B	315	人・日																																																																																																																																																																																																															
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要																																																																																																																																																																																																												
109	15 - (6)	立入防止柵の出入口 一般型非積雪地用	22	箇所																																																																																																																																																																																																															
110	17 - (31)	はく落防止対策工 A	200	m ²																																																																																																																																																																																																															
111	18 - (1)	境界くい工 道路敷界くい	579	本																																																																																																																																																																																																															
112	18 - (1)	境界くい工 道路敷界鉛	32	本																																																																																																																																																																																																															
113	18 - (3)	簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 30 cm)	4,065	m ²																																																																																																																																																																																																															
114	18 - (3)	簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	4,065	m ²																																																																																																																																																																																																															
115	18 - (17)	構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	696	m ³																																																																																																																																																																																																															
116	18 - (17)	構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B)	421	m ³																																																																																																																																																																																																															
117	18 - (17)	構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A)	4,516	m ²																																																																																																																																																																																																															
118	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0	38	回																																																																																																																																																																																																															
119	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員A	1,008	人・日																																																																																																																																																																																																															
120	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B	315	人・日																																																																																																																																																																																																															